

府中市青少年団体の登録及び支援に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内において青少年の健全な育成に資する活動を行う青少年団体の登録及び当該青少年団体に対する支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2 青少年団体に対する支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる規定に基づき、それぞれ定める施設の使用に係る使用料又は利用料金の2分の1の減額。

ア 府中市福祉会館条例（昭和44年3月府中市条例第6号）及び府中市福祉会館条例施行規則（昭和44年3月府中市規則第6号）の規定 福祉会館の施設

イ 府中市立児童館条例（昭和46年3月府中市条例第13号）及び府中市立児童館条例施行規則（昭和46年5月府中市規則第13号）の規定 児童館の施設（ひばりホールを除く。）

ウ 府中市立公民館条例（昭和46年3月府中市条例第14号）及び府中市立公民館条例施行規則（昭和46年4月府中市教育委員会規則第2号）の規定 公民館の施設

エ 府中市生涯学習センター条例（平成4年12月府中市条例第34号）及び府中市生涯学習センター条例施行規則（平成5年1月府中市教育委員会規則第1号）の規定 生涯学習センターの学習施設（講堂を除く。）

オ 府中市男女共同参画センター条例（平成6年9月府中市条例第19号）及び府中市男女共同参画センター条例施行規則（平成6年12月府中市規則第34号）の規定 男女共同参画センターの施設

(2) 市借上げバスの使用（年1回までの使用に限る。）

(登録基準)

第3 青少年団体の登録基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公の支配に属さない団体であって、人事、事業、財政等が団体の自発的な意思と裁量により運営されるものであること。

(2) 継続的かつ計画的に青少年に関する事業を行うことを主たる目的とし、事業の成果が期待できる団体であって、次に掲げる行為を行わないものであること。

- ア 営利を目的とした行為
 - イ 特定の政党の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治行為
 - エ 特定の宗教又は特定の教派、宗派教団を支持する行為
 - オ その他公序良俗に反する行為
- (3) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
- ア 団体の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所を市内に有すること。
 - イ 団体の代表者は、原則として市内に在住し、在勤又は在学していること。
 - ウ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。
 - エ 団体の意思を表明する代表者を有し、かつ、総会、役員会等の団体の意思を決定する機構が確立していること。
 - オ 団体活動のための費用に関する規約を有し、かつ、団体独自の経理機構を有すること。

(登録の申請)

第4 青少年団体として登録を受けようとする団体は、申請書を市長へ提出しなければならない。

(登録等)

第5 市長は、申請書の提出を受けた場合において、当該申請書を提出した団体が第3に規定する登録基準に適合すると認めるときは、青少年団体として登録するとともに、当該団体に対し登録証を交付する。

2 市長は、申請書の提出を受けた場合において、当該申請書を提出した団体が第3に規定する登録基準に適合しないと認めるときは、通知書により当該団体に通知する。

(登録事項の変更)

第6 青少年団体は、規約、役員、事務所等に係る事項その他の登録事項について変更があったときは、遅滞なく届出書を市長に提出しなければならない。

(登録の有効期間)

第7 第5第1項の規定による登録の有効期間は、当該登録の日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(登録の継続)

第8 青少年団体は、第7の規定による登録の有効期間の満了後も引き続き登録

を希望するときは、有効期間が満了する日（同日以後10日間の施設の使用に係る使用料又は利用料金の減額を受けようとするときは、当該使用する日の10日前の日）までに申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（登録の取消し及び停止）

第9 市長は、規約の変更、活動状況の変更等により青少年団体が第3に規定する登録基準に適合しなくなったと認めるときは、当該青少年団体の登録を取り消し、又は停止することができる。

（様式）

第10 この要綱の施行に必要な様式は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則（令和元年5月23日要綱第10号）

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。